平成２１年（フ）第２０号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2647番地１
破産者　山口　勘一
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第３３１０号
名古屋市南区呼続１丁目11番17号　グリーンコーポ妙音通305号
破産者　永田　久子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２５７８号
福岡市南区花畑３丁目45番８号
破産者　野田　　巌
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８０４号
福岡市博多区板付４丁目11番８号
破産者　福山美佐子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５号
宮崎県都城市年見町２街区26号　エスポワール都城Ⅱ806号室、住民票上の住所宮崎県都城市都北町920番地10
破産者　江藤　英幸
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５９号
仙台市青葉区鷺ケ森２丁目４番７号
破産者　近藤　　正
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８９０号
仙台市宮城野区蟹沢４番３号　シャーメゾンＳｈｅｌｌ’ｓ101
破産者　遠藤　裕之
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７１号
仙台市泉区黒松３丁目２番５―203号、開始決定時の住所仙台市宮城野区福室７丁目８番２―602号
破産者　鈴木　弘惠
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６９号
仙台市宮城野区萩野町３丁目６番地の５　ＳＫハイツ207
破産者　呉　　成福
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８９号
宮城県塩竈市藤倉３丁目11番28号
破産者　高橋　哲雄
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９０号
宮城県塩竈市藤倉３丁目11番28号
破産者　高橋　友子
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１９５号
福島県会津若松市山鹿町６番44号
破産者　藤本浩一こと　徐　　浩
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第２１５号
福島県大沼郡会津美里町字地尻甲3045番地２、前住所福島県会津若松市中央１丁目５番45号
破産者　飯坂　　穣
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第２１９号
栃木県足利市福居町1648番地
破産者　西野入栄一
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第２２０号
栃木県足利市福居町1648番地
破産者　西野入夏江
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１７０号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1907番地３、開始決定時の住所埼玉県八潮市大字２丁目148番地　エクレール八潮604
破産者　野口　年男
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
埼玉県深谷市上野台2961番地１
破産者　石川　　勉
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
埼玉県草加市草加４丁目３番15号
破産者　渥美　耕一
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野152番地
破産者　土屋　俊夫
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係